

令和3年度(第1回)基山町歴史まちづくり推進協議会会議録

会議名	令和3年度(第1回)基山町歴史まちづくり推進協議会			
開催年月日	令和4年2月16日(水)			
開催場所	基山町役場 4階大会議室			
開閉会日時	開会	13時00分		
	閉会	14時30分		
委員の出席者 8名	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	大森 洋子	出	山田 和彦	出
	中島 恒次郎	出	末吉 正夫	出
	重藤 輝行	欠	天本 貴子	欠
	田口 英信	欠	白木原 宜	出
	柴尾 弘敏	出	酒井 英良	出
	園木 春義	出		

～ 13時00分 開会～

1. 挨拶

【事務局】

時間となりましたので、只今より「令和3年度第1回基山町歴史まちづくり推進協議会」を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様には御多忙の中、本協議会に御出席を賜りまして、誠に感謝申し上げます。

本日の御出席の状況ですが、重藤委員、田口委員、天本委員がご欠席ですが、本協議会委員11名中8名の委員の皆様には御出席頂いております。従いまして、本協議会設置条例の第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告します。

なお、オブザーバーとして国土交通省九州地方整備局建政部計画管理課より計画・景観係長の箕口課長様、中山係長様、福本事務官様、佐賀県まちづくり課真崎係長様に御出席頂いております。また事務局も変更がありましたので、改めて事務局を紹介させていただきます。

(定住促進課課長→教育学習課長→教育学習課係長→定住促進係長の順で紹介)

それでは、これからの会議の進行を大森会長にお願いいたします。

【会長】

これから会議を進行します。

まずは、議事に入る前に本協議会設置条例第7条の規定により、議事録署名人を指名いたします。園木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。(園木委員了承)

それでは、議事に入ります。(1) 令和3年度 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について事務局より説明をお願いします。

(1) 令和3年度 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について

【事務局】

資料1をご覧ください。この進行管理・評価制度は、歴史まちづくり法第8条に基づき、平成23年度から、各認定都市において計画に位置付けた方針の達成及び課題の改善の着実な進展を図ることを目的として国において創設されたもので、各認定都市において歴史的風致維持向上計画に定めた事項等に対して、事業等の進捗状況を自己評価し、翌年度の取り組みに反映させるというものです。計画の事業期間は10年間ですが、毎年度この進行管理・評価を行い、5年後には中間評価、最終年度には最終評価を行うこととなっております。また、毎年度の評価に際しては、本町ではこの協議会に報告のうえ、協議会の意見等を取り入れて報告することとなっております。今回、お手元の資料3の最後のページには、「法定協議会等におけるコメントシート(様式2)」との記載がありますが、この資料の最後に添付しております「法定協議会等におけるコメント」と記載されたシートに本協議会の御意見等の概要を箇条書き程度のコメントとして記載のうえ、国へ提出するようになっております。委員の皆様から今後の取り組みで留意すべき点などの御意見等を頂ければと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお、未着手事業については説明を省かせて頂きます。それでは、資料に沿って説明します。

(定住促進課担当事業→教育学習課担当事業の順に説明)

1 ページをご覧ください。歴史的風致維持向上計画の実施体制についてですが、庁内の推進会議である基山町歴史的風致維持向上計画推進委員会において計画に基づく事業内容等について協議し、また令和3年度の進行評価や計画変更及び次年度の事業内容等について基山町歴史まちづくり推進協議会を開催するとともに、町文化財保護審議会の意見を聴きました。

2 ページは昨年同様の記載内容としているので説明を省略します。

8 ページをご覧ください。歴史的風致形成建造物保存修理事業については、「基山町地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則」、「基山町街なみ整備助成事業等補助金交付要綱」に基づき、歴史的風致形成建造物である住吉神社において、老朽化した石造物・石垣の保存修理を行いました。

10 ページをご覧ください。大興善寺保存修理事業については、「基山町地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則」、「基山町街なみ整備助成事業等補助金交付要綱」に基づき、歴史的風致形成建造物である大興善寺本堂において老朽化した屋根の葺替え工事を実施しました。

13 ページをご覧ください。御神幸祭の道等環境改善事業については、令和3年度は令和4年度施工予定の町道荒穂神社線美装化の実施設計業務を行いました。美装化にあたっては、集落の佇まい、石段や鳥居で構成される歴史的景観に配慮した脱色アスファルト舗装に整備する予定です。

15 ページをご覧ください。木山口町の町並み保存活用支援事業についてですが、木山口町の地元関係者により「木山口町まちづくり協議会」が組織されており、「基山町街なみ整備協議会助成事業補助金交付要綱」に基づき、当該協議会へ支援のための活動費の補助金を交付しました。協議会活動としては、学習会、事業対象地視察などを実施するとともに、協議会が目指すまちづくりの方向性をまとめた木山口町歴史まちづくり構想を作成しました。

21 ページをご覧ください。歴史まちづくり普及啓発事業ですが、令和3年12月12日に町民会館大ホールにて、第5回きやま創作劇「オムニバス朗読劇 絹の糸 ～私の町の物語～」が公演され、公演は午前の部・午後の部の計2回行われ合計約560人の観客を動員しました。また基山町図書館では、時期を同じくして企画展示「きやま展」が開催され、本町の歴史まちづくりについても紹介されました。

24 ページをご覧ください。歴史のまち案内サイン整備事業・元禄絵図の道サイン整備事業です。歴史のまち案内サイン整備事業及び元禄絵図の道サイン整備事業ですが、特別史跡基肆城跡をはじめとする本町の歴史的風致に関わる建造物などへの誘導のためにサイン3基を設置しました。また、パネルタイプのサインには、外国語表記の一環としてQRコードを併記して外国語対応としました。

29 ページをご覧ください。こちらは、評価軸⑤で、効果・影響等に関する報道に関するものです。内容としては、本町の歴史的風致に関わる記事が新聞等に掲載され、町内外の人々に対して本町の歴史まちづくりへの認識向上につながりました。

30 ページをご覧ください。評価軸⑥で、歴史的風致に対する認識向上に関する取り組みについてです。今年度は、昨年12月から1か月間、基山町図書館で企画展示「きやま展」を開催し本町の民俗芸能、文化遺産の紹介を行いました。また、歴史的風致形成建造物の指定を新たに1件行い、標識を設置することで所有者も含めて歴史的建造物としての認識が深められました。さらに昨年11月より九州歴史まちづくりブランド推進会に参加し、インスタグラムで歴史まちづくりについての情報を定期的

に発信し歴史まちづくりに対する認識向上に努めました。加えて都市計画マスタープランの見直しに係る町民アンケート調査を行った際に基山町が目指すべき歴史まちづくりの方向性について質問を行い777件の回答をいただきました。

【事務局】

次に教育学習課担当事業について説明します。まず3ページをご覧ください。特別史跡基肆城跡保存修理事業ですが、平成30年7月の豪雨災害により、遺構への影響はなかったものの、特別史跡基肆城跡の一部が毀損したため、その災害復旧事業を優先して取り組んでおります。令和3年度は、基肆城跡（法面・管理道部）災害復旧工事を行い、佐賀県が実施している治山ダムより北側の管理道や法面の災害復旧事業を行い、見学者の便を図りました。

7ページをご覧ください。歴史的建造物調査事業については、令和3年度は、歴史的風致形成建造物である基山商店（酒造蔵）の建物調査を実施し、調査の結果、対象建造物における建物構造や増改築の変遷などを把握することができました。

12ページをご覧ください。基山周辺環境整備事業については、令和3年度は南門広場周辺を、地域住民が集える憩いの場、来訪者の休憩所に供するため小公園の整備を行い、その他便益施設の他、史跡全体を紹介する解説板を設置しガイダンス機能も有する空間として整備を行いました。

19ページをご覧ください。伝統芸能継承団体支援事業及び伝統芸能の担い手育成事業については、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御神幸祭・園部くんちの各芸能の奉納行事が中止となり、神事のみで開催となりました。ただし民俗芸能の保存と顕彰を図り今後も継承されることを願い、2つの祭りを紹介するパネル展を開催しました。また写真パネルを中心に、祭関係者のご協力の下、芸能で使用される用具も展示しました。

20ページをご覧ください。基山町歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画策定事業については、日本遺産の構成資産と位置づけられた特別史跡の「地域計画」づくりを「古代日本「西の都」文化観光推進協議会」の中で検討しました。今後の課題としては、マスタープランである「基山町歴史文化基本構想」については、既存の「歴史的風致維持向上計画」との重複や整合性を確認し、事業策定の方針を再検討する必要があると考えております。

22ページをご覧ください。文化遺産調査記録作成事業・「きやまんもん」を活かした地域活性化事業については、町の観光振興策等に供する歴史的風致に関する情報提供を前提として、活動する民間団体への支援を行いました。支援に伴う打合せ会議等は、毎月1回の頻度で実施しました。文化遺産調査については、調査成果の一部として、民間団体が主体となって来訪者向けの「解説シート」を作成しました。

25ページをご覧ください。このシートからは、評価軸の④という文化財の保存又は活用に関する事項で、まず文化財の保護・活用に関する取り組みについてです。指定文化財については、文化財保護法等の関係法令に基づき適切な管理を行っております。指定以外の文化遺産については、既存の調査や文化遺産ボランティア等が随時実施している調査の成果により、文化遺産の価値や状況把握に努めております。

26ページをご覧ください。文化財の防犯及び修理（整備）に関する取り組みについてですが、町文化財保護部局職員等により、定期的に見回りによる点検等を行いました。また、文化財所有者に対しても、国や県からの通知や情報共有などを行い、防犯や保存意識の啓発を図り、特別史跡基肆城跡におい

ては、災害復旧工事による通行規制の案内や、基山山頂部付近における散策路の危険防止等のため、ロープやサインで安全対策を実施しました。

27ページをご覧ください。文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する取り組みについてですが、この取り組みに関しては、菅原道真に関する屏風である天神縁起画伝の限定公開や御神幸祭・園部くんちを中心とした「きやまの民俗芸能展」、それと基肆城跡が日本遺産の構成資産となりましたので「日本遺産展示」、歴代の創作劇に関する文化遺産や町の歴史的風致維持向上計画を紹介する「きやま展」が開催され情報発信に取り組みました。

28ページをご覧ください。埋蔵文化財保護に関する取り組みについては、埋蔵文化財保護の取り扱いについて、文化財保護法に基づき対応しております。庁内での連携や発掘調査体制を整えつつ、随時、県・開発者等との連絡調整を行い、必要に応じて試掘調査・確認調査や記録保存のための本発掘調査を実施しており、令和3年度は、記録保存のため、古寺遺跡(第7次)の本発掘調査を実施しました。説明は以上になります。

【会長】

事務局から説明がありましたが、ご質問やコメント等があればお願いします。

【委員】

10ページの大興善寺保存修理事業についてだが、秋の紅葉の見ごろの来訪者が一番多い時期に工事を行っており景観を損ねていた。あわせて工事の詳細が記載している看板等も設置していなかったものでせめて工事の詳細が分かる掲示物を作成するべきだと感じました。

【事務局 浅海】

来訪者への配慮が足りていない点があったので、来年度以降事業を行う際は工事の時期については注意するのと、工事の概要がわかる掲示物についても作成を検討します。

【委員】

22ページの文化遺産調査記録作成事業については、基肆かたろう会で過去2年間、来訪者向けの解説シートを作成しております。今年度までは活動資金としてまちづくり基金を利用していたが、まちづくり基金が来年度から利用できなくなるため、資金調達の目途がたたなくなってしまうのでこの事業をぜひ基肆かたろう会にさせて下さい。

【事務局】

来年度の事業内容について現在文化財部局で検討している最中だが、梁井家文書の文書整理の業務委託を行うことを検討しております。文書整理や調査の成果を分かり易く町民に伝える成果物を予定しており、解説シートがそれに該当すると考えられます。解説シートの作成については、委託事業の中で、今後継続の可否を検討させてください。

【委員】

工事の詳細が分かる掲示物の件について補足だが、太宰府市でも取り組み事例があるので、情報提供は可能なので必要な際は相談してください。

また街なみ環境整備事業の効果促進事業では、歴史的風致維持向上計画に直結する事業しか行うことはできないはずですが。梁井家文書の文書整理の業務が歴史的風致維持向上計画に直結するとは思えないので、事業内容を再度精査してください。

【事務局】

梁井家文書については、どの部分が未調査なのかを洗い出し、調査の成果を分かり易い形で町民に紹介したいと考えています。

【委員】

町内の歴史的風致形成建造物の指定状況を教えてください。

【事務局】

1号が住吉神社、2号が大興善寺本堂、3号が基山商店主屋、4号が基山商店精米所、5号が基山商店酒造蔵で計5件指定しております。

【委員】

7ページ目の歴史的建造物調査事業は、調査だけではなくその後の修理事業につなげられるように建物所有者と打ち合わせを行ってください。

8ページ目の写真は修理後の写真だけでなく、修理前の写真もあわせて載せて前後の違いを比較できるようにしてください。また定性的・定量的評価の欄の老朽化したという表現については、被災したの方がいいと思うのだからでしょうか。

【事務局】

写真の修正については対応いたします。また国の相談したところ、災害という文言が入っている場合災害費で修理する必要があるとのことだったので、老朽化という表現にしております。

【委員】

12ページ目の基山周辺環境整備事業、13ページの御神幸祭の道等環境改善事業は、写真の欄に設計パースを追加しないと業務の詳細が分からないので追加してください。

【事務局】

了解しました。写真の欄に設計パース等を追加いたします。

【委員】

19ページの伝統芸能継承団体支援事業及び伝統芸能の担い手育成事業、20ページ目の基山町歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画策定事業は定性的・定量的評価の書きぶりだと進捗状況は計画通り進捗していないとするのが望ましいと思うので修正を行ってください。

【事務局】

「基山町歴史文化基本構想」については、既存の「歴史的風致維持向上計画」との重複や整合性を確認し、事業策定の方針を再検討する必要があると考えております。記載内容を修正いたします。

【会長】

15ページの定性的・定量的評価の中で、木山口町の町並み保存活用支援事業で歴史まちづくり構想を作成したとのことなので、来年度本協議会の委員にも配布してください。

また既指定の歴史的風致形成建造物の周知活動を強化してください。特に住民・来訪者への周知を行ってください。

【事務局】

了解しました。

【委員】

歴史的風致形成建造物保存修理時に、来訪者に修理を周知するための説明板などを合わせて設置す

る場合、修理を周知する説明版の設置する取り組みについても街なみ環境整備事業の補助が活用できるので実施を検討してください。

【委員】

1 2 ページの基山周辺住環境整備事業について、基肆城跡に関する解説板を設置する予定だと思いが、デザインは確定しているのか。

【事務局】

近日中にデザインが確定する予定です。

(2) 令和4年度事業計画について

【会長】

次、(2) 令和4年度事業計画について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2をご覧ください。令和4年度に街なみ環境整備事業を活用して行う予定の事業について説明いたします。まず1の木山口町まちづくり協議会への支援事業については、今年度の事業を踏まえるとともに、令和3年度に引き続きコンサル委託により具体的な地域のまちづくりや修景計画についての検討を行う予定です。

2の基山周辺環境整備事業では、草スキー場前面広場整備の、草スキー場の駐車場のトイレの改修や環境整備のための設計を実施する予定です。

3の御神幸祭の道等環境改善事業では、御神幸祭が催行される道として、参道景観の維持向上を図るために道路美装化工事を行う予定です。

4の御神幸祭の道等環境改善事業及び長崎街道環境整備事業では、歴史的な景観形成や良好な街なみ形成を目的に既存のカーブミラー1基について景観に配慮した色調のものに付け替える予定です。

5の歴史のまち案内サイン整備事業及び元禄絵図の道サイン整備事業は、長崎街道や基肆城跡、大興善寺等の主要な歴史的風致形成建造物への誘導のために3基サイン設置工事を予定しています。

6の基山周辺環境整備事業については、既存の草スキーの管理や貸し出しを行っている建物の老朽化に伴い、草スキーの歴史的風致の維持向上を前提とした施設として整備するための設計を行う予定です。また四阿についても経年劣化により老朽化しているため、避難施設として整備するための測量を行う予定です。

7の文化遺産調査記録作成業務については、本町の文化遺産に関する調査を実施する団体に対して支援を行う事業であり、既に教育学習課で行っている業務ですが、令和4年度より街なみ環境整備事業の補助事業として実施する予定です。

最後8の歴史まちづくり普及啓発事業は、昨年度に引き続き、きやま創作劇とこれに関連した企画展示等を実施する予定です。8つの事業の事業費は合計で32,639千円になる予定です。説明は以上になります。

【委員】

7の文化遺産調査記録作成業務について、引き続き基肆かたろう会で手伝わせて欲しいので、業務内容が確定したら相談させてください。

【事務局】

了解しました。

【会長】

5の歴史のまち案内サイン整備事業及び元禄絵図の道サイン整備事業について、案内サインのデザインは6ページ目の写真のものになるのか。

【事務局】

はい。前年度の本協議会でも報告させていただいたが、案内サインのデザインは6ページ目の写真のもので統一しております。

【委員】

7の文化遺産調査記録作成業務は、調査を実施する団体に対する支援を行うということだが、団体へ補助金を支払うということでしょうか。

【事務局】

実施する団体と委託契約を結ぶ予定です。

【会長】

2の基山周辺環境整備事業、4の御神幸祭の道等環境改善事業及び長崎街道環境整備事業の設計案がある程度固まった時点で、本協議会を開催し委員の意見を設計に反映させるようにしてください。

【事務局】

了解しました。

(3) 歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について

【会長】

最後に、(3) 歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

歴史まちづくり法第7条第1項の記載に基づき、歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について、3月31日に関係省庁に届出を行う予定になりますので詳細を説明させていただきます。

資料3をご覧ください。今年度は、変更箇所一覧にありますように変更の届出を行っております。

変更点については4点あり、まず1点目は、本協議会の組織に関する変更で、協議会委員の委員の追加、役職の変更を行っております。

2点目は、歴史的風致維持向上計画の実施体制の修正で、事務局及び事務局のサポートの担当課の変更です。庁内歴まち推進会議の関係各課の課名変更を行っております。

3点目は、基山散策路環境整備事業の事業期間の変更を行っており、事業開始年度を令和4年度から令和5年度へ変更しております。

最後4点目は、文化遺産調査記録作成業務の事業手法の変更を行っており、令和4年度から国の街なみ環境整備事業を活用しながら事業を実施していくことになったため、その旨修正を行いました。説明は以上になります。

【会長】

事務局から説明がありましたが、御質問などはありますか。

【委員】

歴史的風致維持向上計画の38ページに町指定文化財について記載しているが、昨年度新たに指定した2件についても、軽微な変更の届出を行う必要があると思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

届出をする必要があるので、本日報告した4点とあわせて軽微な変更の届出を行います。

【会長】

他に発言が無いようであれば、オブザーバーとして御出席頂いています九州地方整備局及び佐賀県まちづくり課の方からは、全体を通して何か御助言等があればお願いします。

【九州地方整備局】

歴史まちづくりの周知活動については、整備局で認定都市の情報発信に協力させて頂いているので、今後とも各都市との連携を図っていくとともに新規の認定都市への支援もしていきたいと考えています。また住吉神社の復旧工事について、災害復旧という内容では街なみ環境整備事業の補助金は活用できなかったということだが、東北大震災の災害復旧に街なみ環境整備事業の補助金が活用された事例があります。基山町でも同様の取り扱いになるかはわかりませんが、今後の事業の参考にして頂きたいです。

【佐賀県まちづくり課】

佐賀県では、「22世紀に残す佐賀県遺産」支援事業費補助金交付要綱を策定しており、市町及び建物所有者が行う無電柱化、景観整備工事等に対して補助をすることができますので、よければ活用を検討してください。

【事務局】

佐賀県文化課にお尋ねです。佐賀県では、文化財保存活用「地域計画」の上位計画である「大綱」を令和3年度に策定されると聞いている。現状をお教えてください。

【委員】 この2月に「大綱」が完成したばかりである。基山町におかれては、「大綱」を参考に文化財保存活用「地域計画」を積極的に策定していただきたい。

【会長】

他に発言が無ければ、本会議の議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

大森会長、議事の進行ありがとうございました。最後に皆様に本協議会委員のご継続について、説明とお願いをさせていただきます。本協議会の設置条例の規定では、委員の任期を2年としており、今月末にて任期満了となります。本町としては、歴まち計画策定段階から委員として御指導等をいただいている現在の委員の皆様に引き続き委員として、御協力を賜りたいと考えておりますのでご検討をお願いします。

またもう1点事務局の変更についてご連絡です。議事3でもご説明いたしました、庁内の機構改革により基山町歴史的風致維持向上計画の事務局と事務局サポートの役割が入れ替わることとなりました。つきましては、来年度より歴史的風致維持向上計画の事務局が教育学習課、事務局のサポートが定住促進課という役割になりますので、本協議会開催の日程調整等については、教育学習課から皆様にご相談させて頂くようになりますのであらかじめご承知おきください。報告は以上になります。

これにて、基山町歴史まちづくり推進協議会を閉会させていただきます。本日は、誠に有難うございました。